

ハラスメントのない大学のために

ハラスメント防止宣言

東京純心大学では、日本国憲法およびキリスト教的ヒューマニズムにのっとり、基本的人権の尊重と男女共同参画社会の実現をめざしています。本学のすべての人が個人として尊重され、快適な環境において学び・研究し・働くことのできる、ハラスメントのない環境を目指して「ハラスメントの防止・対策等に関する規程」を設けました。

ハラスメント防止委員会では、ハラスメントが人権にかかわる重要な問題であることを正しく理解していただく啓発活動を行い、防止に努めます。万が一、問題が発生した時は、被害者の同意を得てハラスメント防止委員会を開き、必要があればハラスメント調査委員会を設け、調査を行い、解決に当たります。その際、被害者のプライバシーは、完全に守られます。

本学においてハラスメントの問題が起きないように、日頃から教職員、学生ともに、この問題防止のため、努力してまいりましょう。

東京純心大学
ハラスメント防止委員会

1. ハラスメントって何ですか？

相手の意に反する言動により、相手にとって不愉快な、もしくは、威嚇的な言動として受け止められるような個人の尊厳を傷つける行為のことをいいます。

ハラスメントには、大学内の人間関係における優位性などを背景にして、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は、学内活動の環境を悪化させる「パワー・ハラスメント」、相手が望まない性的な性質の言動や性差別意識に基づく言動を繰り返す行為、相手が拒むなどした場合、評価などの面で差別する「セクシュアル・ハラスメント」、教育研究上の指導を理由なく拒否したり、放棄したり、不公平・不公正な成績評価などを行ったり、また、学習研究を妨害する「アカデミック・ハラスメント」等があります。

ハラスメントにあたるかどうかの判断は、その言動を受けた本人が不愉快に思うか否かによることがポイントになります。特にセクシュアル・ハラスメントは、男性から女性の場合が多いのですが、女性から男性、同性間でも問題になります。ハラスメントが生じる関係は例えば次の通りです。

教職員⇄学生

上級生⇄下級生

学生⇄学生

教職員⇄教職員

上司⇄部下

2. ハラスメントの例示

パワー・ハラスメントとなりうる例

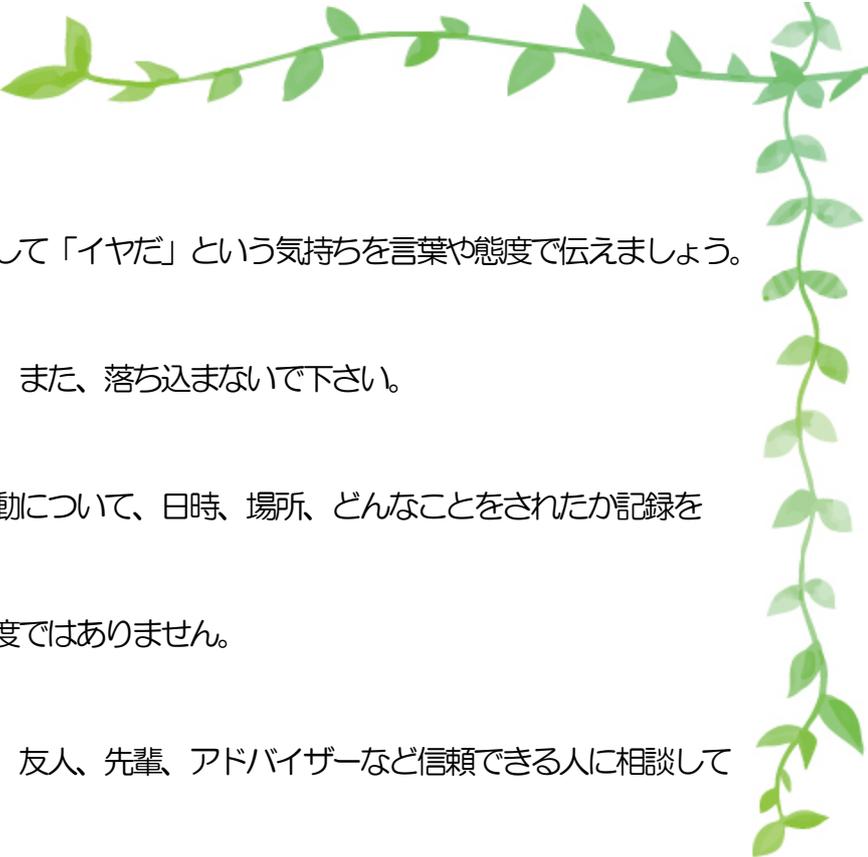
<ul style="list-style-type: none">● 人格を傷つける言動をとる● 暴行・傷害（身体的な攻撃）● 私的なことに過度に立ち入る（個の侵害）	<ul style="list-style-type: none">● 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）● 研究・職務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制（過大な要求）● 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
--	---

セクシュアル・ハラスメントとなりうる例

<p><言葉></p> <ul style="list-style-type: none">● ひわいな冗談や、性行動に関する言葉を口にする● 性的プライバシーに触れることを尋ね、それらをSNS等で拡散する● 性別による差別と受け取られる言葉の発言	<p><行動></p> <ul style="list-style-type: none">● 嫌がる相手を食事やデートにしつこく誘う● 不必要に身体や衣服に触れる● ゼミなどの打ち上げなどの酒席で、お酌を強要する● 無理やり性的関係をせまる● 容姿の特徴を話題にする
--	--

アカデミック・ハラスメントとなりうる例

<p><教育></p> <ul style="list-style-type: none">● 研究上必要な指導や助言を行わない● 人が研究することを妨害する <p><日常></p> <ul style="list-style-type: none">● 不必要に学外に呼び出す● 不必要なメールを大量に送りつける	<p><研究></p> <ul style="list-style-type: none">● 文献・機器の使用を妨害する● 研究発表、論文作成の妨害をする● 学位や単位認定に関して不公平な対応をとる
---	--



3.不愉快な行為を受けていると感じたら

◆いやなことは「イヤだ」と言しましょう◆

イヤだと感じることがあったら、勇気を出して「イヤだ」という気持ちを言葉や態度で伝えましょう。

◆自分を責めないで◆

「自分が悪い」と自分を責めないで下さい。また、落ち込まないで下さい。

◆記録をとっておきましょう◆

あなたが受けたハラスメントと思われる行動について、日時、場所、どんなことをされたか記録をとっておきましょう。

※以上のことができなくても、あなたの落ち度ではありません。

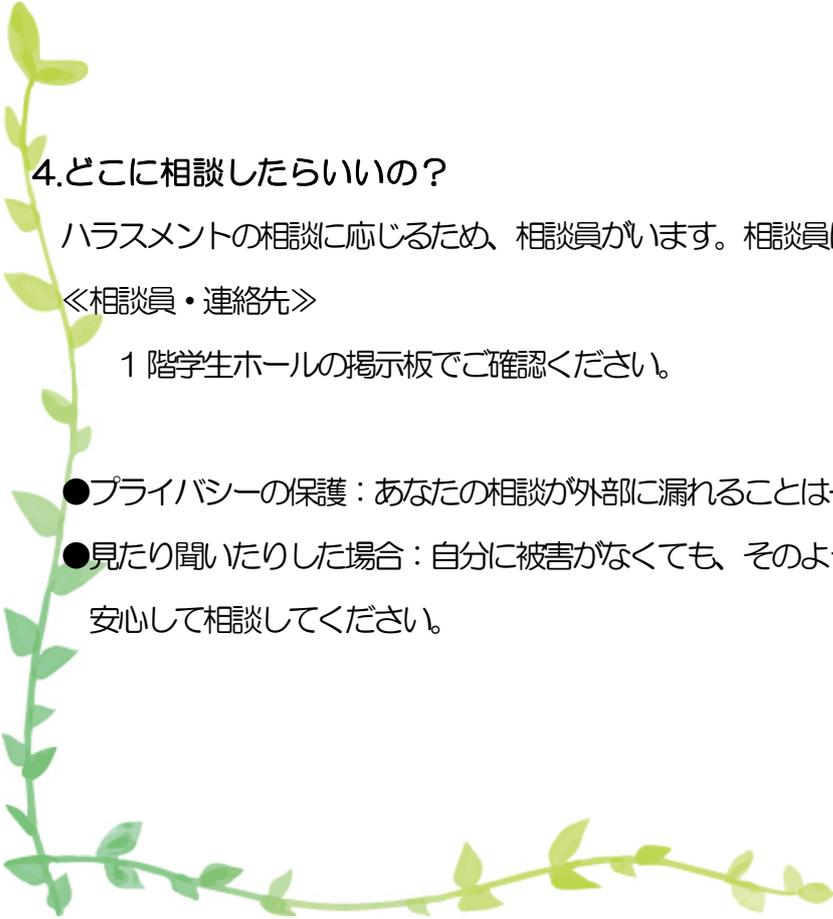
◆一人で悩まないで◆

一人で悩まず、誰かに相談してみましょう。友人、先輩、アドバイザーなど信頼できる人に相談してみましょう。

◆友人が被害者になった場合には◆

相談のり、友人を精神的に支えてあげましょう。必要なら、証人になってあげましょう。

そして、相談に行くように勧めましょう。また、本人の意思を確認して、あなたが相談に行ってもかまいません。あなたの勇気で友人を助けることができます。



4.どこに相談したらいいの？

ハラスメントの相談に応じるため、相談員がいます。相談員にメールで、相談の予約をお取りください。

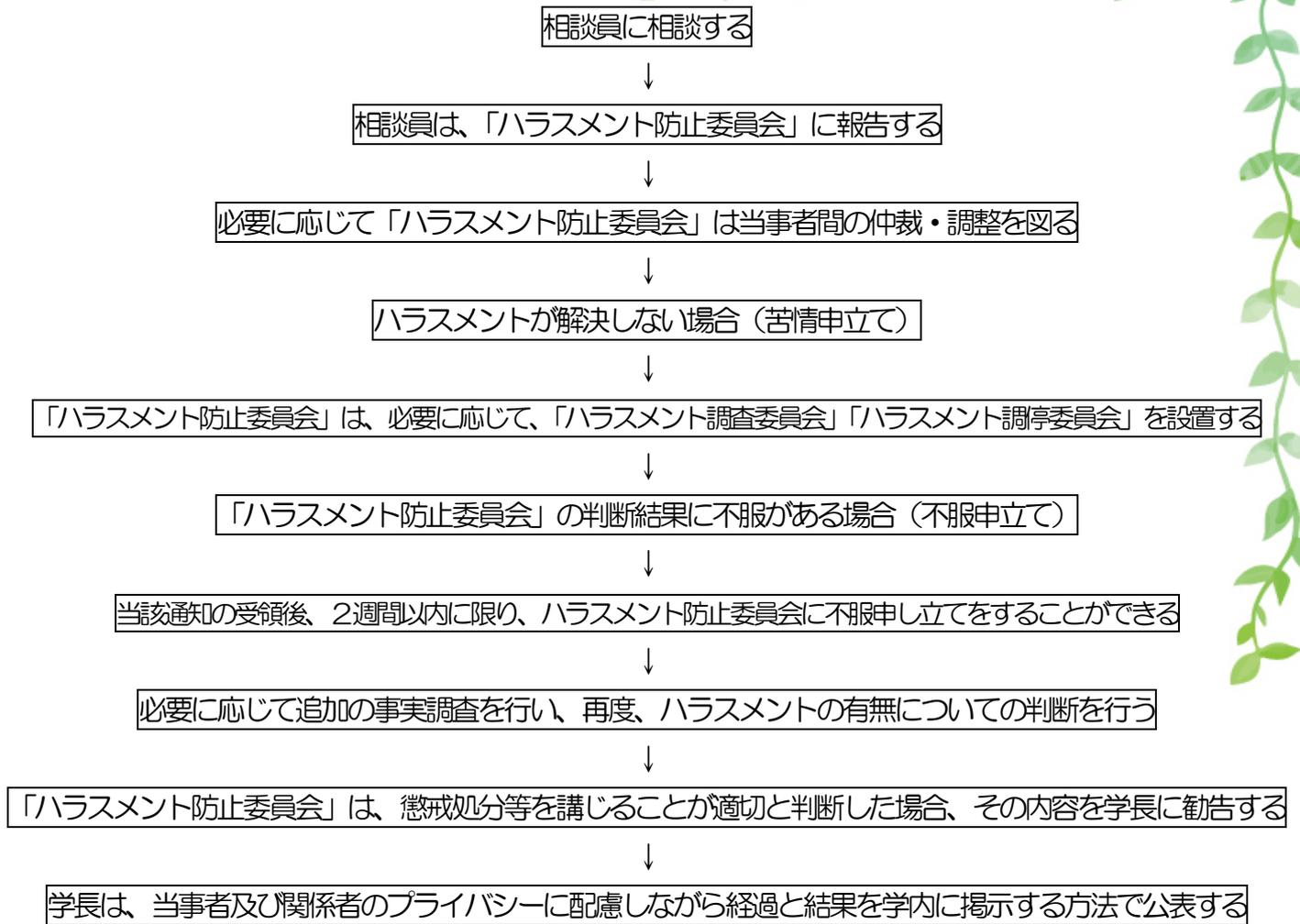
《相談員・連絡先》

1 階学生ホールの掲示板でご確認ください。

●プライバシーの保護：あなたの相談が外部に漏れることは一切ありません。

●見たり聞いたりした場合：自分に被害がなくても、そのような行為を見たり聞いたりした場合にも安心して相談してください。

5.相談から問題解決の流れ



6.ハラスメントを防ぐために

—意識の重要性・加害者にならないために—

私達には、誰にでもハラスメントの被害者や加害者になる可能性があります。ハラスメントは、日頃より、お互いの人格の尊重に基づいた信頼関係が築かれていけば防ぐことができるものです。

常に相手の人格を尊重し、相手の立場に立って考え行動するようにしましょう。

- 相手が拒否し、嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を繰り返し行ってはいけません。
- 行為者本人が意識していない場合でも、相手によっては、それが「望まない言動」になることもあります。
- 相手が「拒否の意思表示」ができない場合も多くありますので、同意、合意と勘違いしてはなりません。
- 人によっては、社会的・文化的・宗教的な差異がある時にはそれがハラスメントとして受け取られる場合がありますので、注意しましょう。